

平成14年度土壤汚染調査・対策事例 及び対応状況に関する調査結果の概要

平成17年1月

環境省環境管理局水環境部

目 次

．調査の目的	1
．調査方法等	1
1．調査対象団体	1
2．対象事例	1
3．用語の定義	2
．調査結果の概要	3
1．土壌汚染調査・対策事例の実態	3
(1) 土壌汚染調査・対策事例数	3
(2) 物質別の土壌汚染調査・対策事例数	3
(3) 年度別の土壌汚染調査・対策事例数	4
(4) 土壌汚染調査・対策事例のある都道府県数	6
(5) 都道府県別の土壌汚染調査・対策事例数	6
(6) 土壌汚染調査・対策事例判明の経緯	8
(7) 事例に伴って、又は同時にみられた他の影響	11
(8) 土壌汚染調査・対策場所の土地所有、土地利用状況	12
(9) 原因者究明の実施状況	13
(10)原因者の状況	14
(11)原因行為	14
(12)汚染の規模	17
(13)土壌汚染対策の進捗状況	17
(14)土壌汚染対策の実施状況	17
(15)土壌汚染調査・対策に要した費用	20
(16)事例に係る情報の保持状況	20
2．都道府県等における対応状況	21
(1) 既存施策の普及・啓発状況	21
(2) 条例等の制定状況	21
(3) 補助融資制度の保有状況	21
(4) 土壌汚染調査・対策に係る予算	22
(5) 事業者の協力の状況	22
(6) 土地に関する情報の管理状況	23
(7) 国への要望	23
【 別添 】 地方公共団体における土壌汚染対策に関連する条例、要綱、 指導指針等の制定状況	25

平成14年度土壤汚染調査・対策事例及び対応状況に関する調査結果の概要

．調査の目的

環境省では、平成3年8月に「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壤環境基準」という。）を設定するとともに、土壤・地下水汚染に係る一般的な調査・対策の技術的手法を指針として段階的にとりまとめ、都道府県等を通じて土壤環境基準の適合状況の調査、汚染土壤対策の実施等の指導を行ってきたところであり、平成11年1月には、新たな知見等を踏まえそれまでの指針を全面的に改定し、「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月29日付け環水企第29号・環水土第11号環境庁水質保全局長通知。以下「調査・対策指針」という。）を策定して都道府県等に示している。

本調査は、全国の土壤汚染及び土壤に係る環境問題について、調査・対策事例の実態及び地方公共団体における対応状況を把握し、土壤汚染対策の推進に資することを目的として、昭和62年度から継続的に実施してきたものであり、今般実施した調査は平成12年度調査の構成及び内容を一部改定したものである。

なお、本調査の対象は、平成15年3月31日現在の土壤汚染調査・対策事例であり、調査時点においては「調査・対策指針」を踏まえ行政指導により対応が図られた事例であることに注意されたい。

また、土壤中のダイオキシン類の測定に係る事例、及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律の対象となる農用地土壤汚染事例は、対象としていない。

．調査方法等

1．調査対象団体

全国47都道府県及び土壤汚染対策法第37条の政令で定める98の市（本結果概要において「都道府県等」という。）を対象とし、平成15年3月31日現在における「1．土壤汚染調査・対策事例」及び平成15年11月1日現在における「2．都道府県等における対応状況」について、アンケート調査により報告を求めた。

2．対象事例

都道府県等が把握している次に掲げる事例で、昭和50年4月1日から平成15年3月31日までに判明したものを対象とした。

- ア．土壤環境基準のうち、検液中濃度に係る項目（以下「溶出基準項目」という。）に適合しないことが判明した事例
- イ．調査・対策指針（改訂前のものを含む。）を参考にして、土壤の調査若しくは対策の実施について指導、助言、協力の要請等を行った、あるいは行うことを予定している地域（土壤環境基準に適合しているもの及び対象物質以外の物質も含む。また、自治体が自ら実施したものを含む。）
- ウ．自治体の制定した条例、要綱等に基づき、土壤の調査又は対策を実施し、若しくは指導した事例
- エ．土壤の汚染が問題となった訴訟に係る事例
- オ．土壤の汚染が問題となって新聞等に報道された、又は地方議会で取り上げられた事例
- カ．地下水汚染がある等により土壤汚染のおそれがある事例

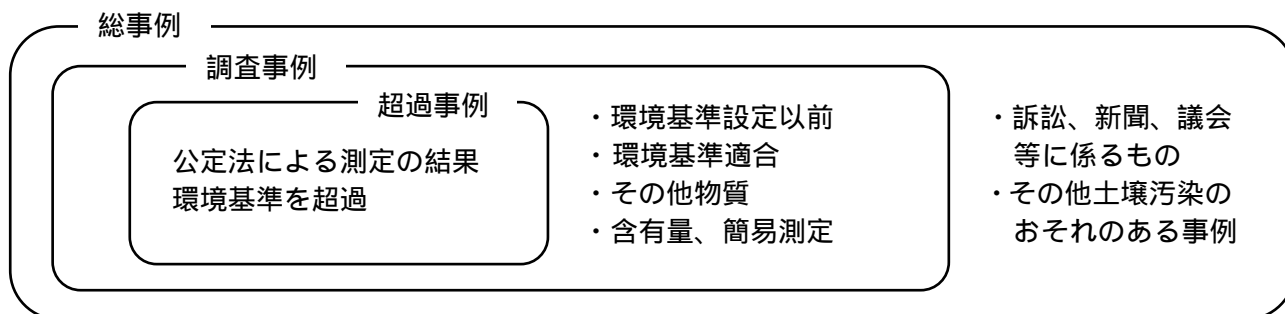
なお、平成14年3月31日以前に判明した事例については、一部、平成13年度調査結果（以下「昨年度結果」という。）を活用した。

3. 用語の定義

本結果概要で用いる用語の定義は、以下のとおりである。

溶出基準項目	土壤環境基準のうち、検液中濃度に係る項目をいう。
その他物質	溶出基準項目以外の物質(土壤環境基準対象外の物質を含む)をいう。
総事例	本調査で対象とした全ての事例をいう。2.の工及びオに示したように土壤の調査測定を行っていない事例を含む。
調査事例	総事例のうち、溶出基準項目又はその他物質の土壤中の濃度について、何らかの測定を行った事例(土壤環境基準設定以前のもの、調査測定を行ったが環境基準に適合しているもの、含有量について測定したもの、簡易調査法により測定したものを含む。)をいう。
超過事例	調査事例のうち、土壤環境基準が設定された後に、公定法()による測定の結果、土壤環境基準に適合しない事が判明した事例(平成6年及び13年の土壤環境基準の改正により追加された物質については、同改正以降に基準に適合しないことが判明したもの。)をいう。 公定法とは、平成3年環境庁告示第46号別表の測定方法の欄に掲げる方法をいう。
重金属等	溶出基準項目のうち、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ふっ素及びほう素をいう。
VOC	Volatile Organic Compounds:「揮発性有機化合物」の略称。溶出基準項目のうち、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン及び1,3-ジクロロプロペンをいう。
複合汚染事例	重金属等について環境基準を超過しており、かつ、VOCについても環境基準を超過している汚染事例をいう。
地下水汚染契機型	都道府県等が地域において実施した調査により地下水汚染が判明した場合において、当該都道府県等がこれを契機として原因の究明のための調査及び対策を実施し、又は事業者、土地所有者(以下「事業者等」という。)に対し調査及び対策の指導等を行う場合をいう。
現状把握型	地方公共団体又は国が管理する土地の管理者(以下「公有地等管理者」という。)が、土壤・地下水汚染が判明していない土地の調査を行う場合又は都道府県等が機会をとらえて事業者等に対し土壤・地下水汚染の有無が判明していない土地の調査について指導等を行うよう努め、事業者等が調査を実施する場合をいう。
汚染発見型	公有地等管理者又は事業者等が土壤・地下水汚染を発見し、調査及び対策を実施しようとする場合をいう。

(参考)「総事例」、「調査事例」、「超過事例」の関係



調査結果の概要

1. 土壌汚染調査・対策事例の実態

(1) 土壌汚染調査・対策事例数

平成14年度に判明した事例をみると、表1のとおり、総事例は987件、調査事例は635件、超過事例は260件であった。

また、平成15年3月31日までに都道府県等が把握した累積の調査・対策事例数をみると、総事例は3,380件、調査事例は2,070件（以下「調査事例（累積）」という。）、超過事例は1,082件（以下「超過事例（累積）」という。）であった。

なお、今回の調査において、平成13年度以前に判明した調査事例数として25件、超過事例数として計17件の報告があり、全体として平成13年度以前の調査事例は1,410件、超過事例は805件となった。

表1 土壌汚染調査・対策事例数

	件数		
	平成14年度判明	～平成14年度累積	(参考)前年度結果
総事例数	987	3,380(+25)	2,368
調査事例数	635	2,070(+25)	1,410
超過事例数	260	1,082(+17)	805

(注1) 土壌環境基準は、平成3年8月にカドミウム等10項目について設定され、さらに平成6年2月及び13年3月に一部改正されて合計27項目となっている。

(注2) 今回の調査において平成13年度以前に判明した調査事例として25件、超過事例として17件の新たな報告があった。

(2) 物質別の土壌汚染調査・対策事例数

調査事例（累積）2,070件、超過事例（累積）1,082件について、溶出基準項目別にみると、表2のとおりであり、平成14年度に判明した超過事例では、重金属等では砒素、鉛、VOCではテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンに係る事例が多い。また、超過事例（累積）について溶出基準項目別にみると、図1のとおり、重金属等では鉛、砒素、六価クロムに係る事例が、VOCではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びその分解物のシス-1,2-ジクロロエチレンに係る事例が多い。

表2 物質別の土壌汚染調査・対策事例数

件数	環境基準項目(溶出基準項目)																									
	重金属等											VOC														
	カドミウム	全シアン	有機燐	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	ふっ素	ほう素	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロレチレン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン
調査事例(累積)	467	148	6	777	327	669	552	3	55	2	7	6	116	215	125	89	50	52	139	305	248	43	578	468	10	144
平成14年度判明	109	32	3	202	75	197	152	1	6	1	4	3	37	139	80	20	10	10	24	52	29	6	72	63	2	42
超過事例(累積)	48	112	2	331	182	336	137	1	21	0	0	1	43	87	15	25	23	22	37	170	20	14	266	237	4	75
平成14年度判明	11	30	2	83	48	104	37	1	6	0	0	0	11	62	7	4	4	2	6	31	4	1	38	40	0	18

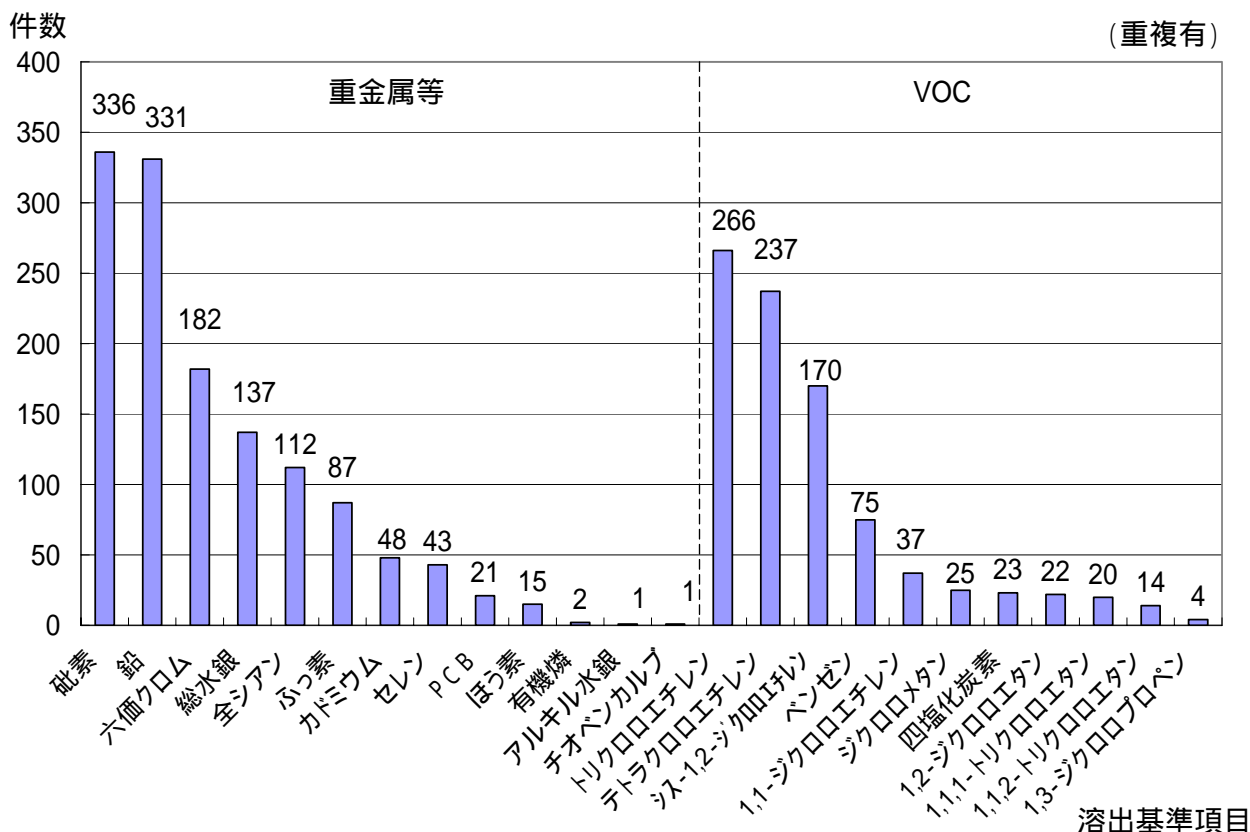
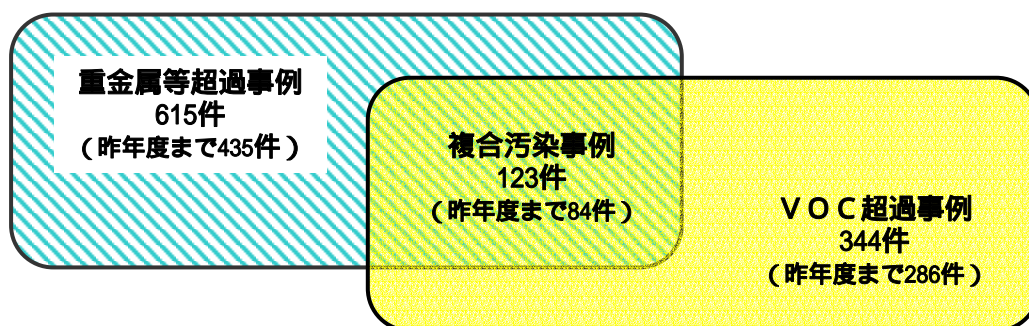


図1 物質別の超過事例数(累積)

また、超過事例（累積）1,082件のうち、重金属等のみの超過事例（以下「重金属等超過事例」という。）、VOCのみの超過事例（以下「VOC超過事例」という。）及び複合汚染事例の数は、それぞれ615件、344件、123件であった。

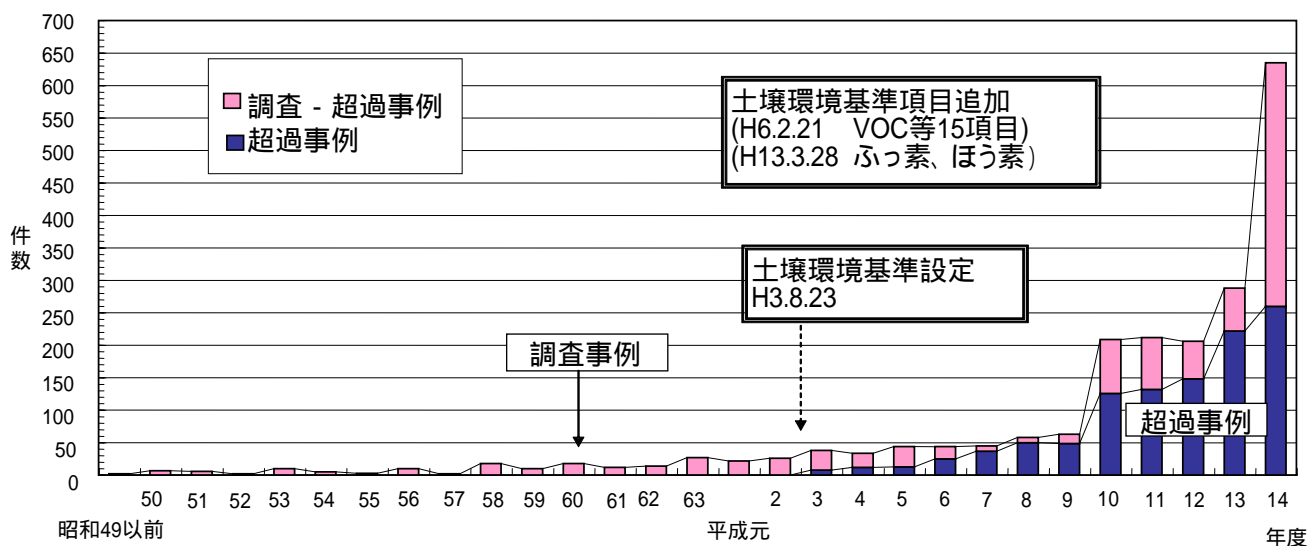
（参考）超過事例（累積）1,082件の内訳の関係



(3) 年度別の土壌汚染調査・対策事例数

調査事例（累積）2,070件、超過事例（累積）1,082件について、年度別に判明数をみると図2のとおりであり、平成14年度においては260件の超過事例が判明した。

さらに、超過事例（累積）1,082件のうち重金属等超過事例、VOC超過事例、複合汚染事例について、年度別に超過事例数をみると表3のとおりであり、平成14年度に判明した超過事例260件のうち、174件（6.9%）が重金属等超過事例である



調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	27	22	26	38	34	44	44	45	58	63	209	212	206	288	635
超過事例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	12	13	25	37	50	49	126	132	148	222	260

図2 年度別の土壌汚染判明事例

(注1) 調査の対象は昭和50年度(1975年度)以降であるが、それ以前に判明し、報告があった事例については、平成13年度調査と同様、対象とした。

(注2) 平成13年度以前の件数には、平成14年度に新たに報告のあった調査事例25件(うち超過事例17件)が含まれている。

表3 年度別の超過事例数

(件数)

判明年度	超過事例 (累積)			
	重金属等	VOC	複合汚染	
平成3	8	8	-	-
4	12	12	-	-
5	13	13	-	-
6	25	14	8	3
7	37 (+1)	20	16 (+1)	1
8	50	28	18	4
9	49 (+1)	30	13 (+1)	6
10	126 (+1)	45	75 (+1)	6
11	132	52	69	11
12	148 (+3)	75	52 (+2)	21 (+1)
13	222 (+11)	144 (+6)	41 (+1)	37 (+4)
14	260	174	52	34
合計	1,082 (+17)	615 (+6)	344 (+6)	123 (+5)
前年度結果	805	435	286	84

(注) (数字)は平成14年度に新たな報告あるいは修正報告により調整された件数(内数)である。

(4) 土壌汚染調査・対策事例のある都道府県数

調査事例（累積）2,070件、超過事例（累積）1,082件及び超過事例（H14）260件について、都道府県数をみると、表4のとおりである。超過事例（累積）では、39都道府県において事例が見られた。

表4 調査・対策事例のある都道府県数

	調査事例 (累積)	超過事例 (累積)	超過事例 (H14)
都道府県数(総数47に対して)	43	39	29
前年度結果	42	38	25

注)政令市は都道府県に含まれる。

(5) 都道府県別の土壌汚染調査・対策事例数

調査事例（累積）2,070件、超過事例（累積）1,082件について、地域ブロック別、及び都道府県別の土壌汚染の事例判明数をみると、表5及び表6のとおりである。調査事例、超過事例とも、関東及び近畿地方において件数が多い。

表5 地域ブロック別の調査・対策事例数

地域ブロック名 (構成都道府県数)	調査事例 (累積)		超過事例 (累積)				前年度 結果
	前年度 結果		重金属等	VOC	複合汚染		
北海道・東北(7)	114	102	68	22	43	3	57
関東(7)	1,363	824	633	393	164	76	448
北陸・中部(9)	212	175	147	80	53	14	117
近畿(7)	294	239	194	91	77	26	152
中国・四国(9)	39	25	19	11	5	3	13
九州・沖縄(8)	48	45	21	18	2	1	18
合計	2,070	1,410	1,082	615	344	123	805

(注) 北海道・東北ブロック……北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 関東ブロック……茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 北陸・中部ブロック……新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知
 近畿ブロック……三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 中国・四国ブロック……鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 九州・沖縄ブロック……福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

表6 都道府県別の調査・対策事例数

都道府県 (政令市を含む)	調査事例 (累積)	超過事例 (累積)	超過事例			
			重金属等	VOC	複合汚染	
北海道・東北	北海道	27	20	5	15	0
	青森県	9	2	1	1	0
	岩手県	5	3	1	2	0
	宮城県	20	17	12	4	1
	秋田県	3	2	0	2	0
	山形県	36	15	2	13	0
	福島県	14	9	1	6	2
関東	茨城県	6	3	1	1	1
	栃木県	34	23	12	10	1
	群馬県	15	11	4	7	0
	埼玉県	172	77	33	33	11
	千葉県	123	62	38	20	4
	東京都	681	248	187	31	30
	神奈川県	332	209	118	62	29
北陸・中部	新潟県	49	37	20	14	3
	富山県	8	5	4	0	1
	石川県	8	4	3	1	0
	福井県	14	8	1	7	0
	山梨県	3	2	0	1	1
	長野県	9	7	4	3	0
	岐阜県	27	13	6	7	0
	静岡県	20	11	2	8	1
	愛知県	74	60	40	12	8
近畿	三重県	10	7	3	4	0
	滋賀県	30	9	2	7	0
	京都府	10	9	2	5	2
	大阪府	121	87	38	32	17
	兵庫県	107	72	41	26	5
	奈良県	13	7	4	1	2
	和歌山県	3	3	1	2	0
中国・四国	鳥取県	0	0	0	0	0
	島根県	1	1	1	0	0
	岡山県	8	3	1	2	0
	広島県	5	5	4	0	1
	山口県	7	6	2	2	2
	徳島県	2	0	0	0	0
	香川県	8	0	0	0	0
	愛媛県	8	4	3	1	0
九州・沖縄	高知県	0	0	0	0	0
	福岡県	21	11	9	1	1
	佐賀県	2	1	1	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0
	熊本県	14	0	0	0	0
	大分県	7	7	6	1	0
	宮崎県	1	0	0	0	0
	鹿児島県	3	2	2	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	
合計	2,070	1,082	615	344	123	

注)平成14年度に新たに報告、又は修正報告されたものを含む。

(6) 土壌汚染調査・対策事例判明の経緯

調査事例(累積)2,070件、超過事例(累積)1,082件、さらに超過事例(累積)のうち重金属等超過事例、VOC超過事例、複合汚染事例について、調査・対策事例の判明の経緯をみると、表7のとおりである。調査事例(累積)及び超過事例(累積)においては「行政が関与した土壌調査」及び「住民、土地所有者等による調査、訴え等」により判明する場合が多い。

さらに、表7における判明経緯の内訳のうち、調査事例(累積)及び超過事例(累積)の件数が上位の4項目に着目して、土壌環境基準が設定された平成3年度からの年度別の件数を超過事例についてみると、図3のとおりであり、平成10年度から急増した「土地所有者による調査」による判明が平成13年度も多く、「条例・要綱等に基づく土壌調査」による判明の件数も増加傾向にある。

表7 調査・対策事例判明の経緯(累積)

(複数回答有)

	件数						
	調査事例 (累積)	前年度 結果	超過事例 (累積)	超過事例(累積)			前年度 結果
				重金属等	VOC	複合汚染	
行政が関与した土壌調査	858	623	479	301	127	51	318
うち、条例、要綱等に基づく土壌調査(- -)	632	404	379	262	71	46	225
行政による任意の土壌調査(- -)	227	219	101	39	57	5	93
行政による立入検査	220	206	117	53	53	11	111
うち、水濁法に基づく立入検査	126	120	62	17	40	5	60
条例、要綱に基づく立入検査	100	91	56	36	14	6	51
その他の法に基づく立入検査	7	7	6	3	3	0	6
行政による地下水、表流水水質調査	330	307	143	38	96	9	125
うち、水濁法に基づく測定計画による地下水調査	81	78	43	3	37	3	41
水濁法に基づく測定計画による公共用水域調査	7	7	3	0	3	0	3
測定計画外の地下水調査(- -)	234	213	89	27	58	4	72
測定計画外の公共用水域調査	36	35	26	15	9	2	25
住民、土地所有者等からの訴え、相談等	833	643	549	303	179	67	422
うち、住民からの苦情	56	54	27	23	2	2	26
住民による調査	15	15	4	3	1	0	4
土地所有者からの異常の訴え、相談等	66	65	36	22	12	2	34
土地所有者による調査(- -)	602	433	426	230	138	58	314
土地使用者からの異常の訴え、相談等	37	35	18	15	2	1	17
土地使用者による調査	145	108	101	39	50	12	68
建設業者等からの異常の訴え、相談等	23	22	15	13	1	1	14
廃棄物の不法投棄の発見	8	8	3	2	1	0	3
その他	79	66	49	31	12	6	36
無回答	307	26	15	9	3	3	15
合計回答事例数	2,070	1,410	1,082	615	344	123	805

(注)各小計は該当分類での事例数を示す。

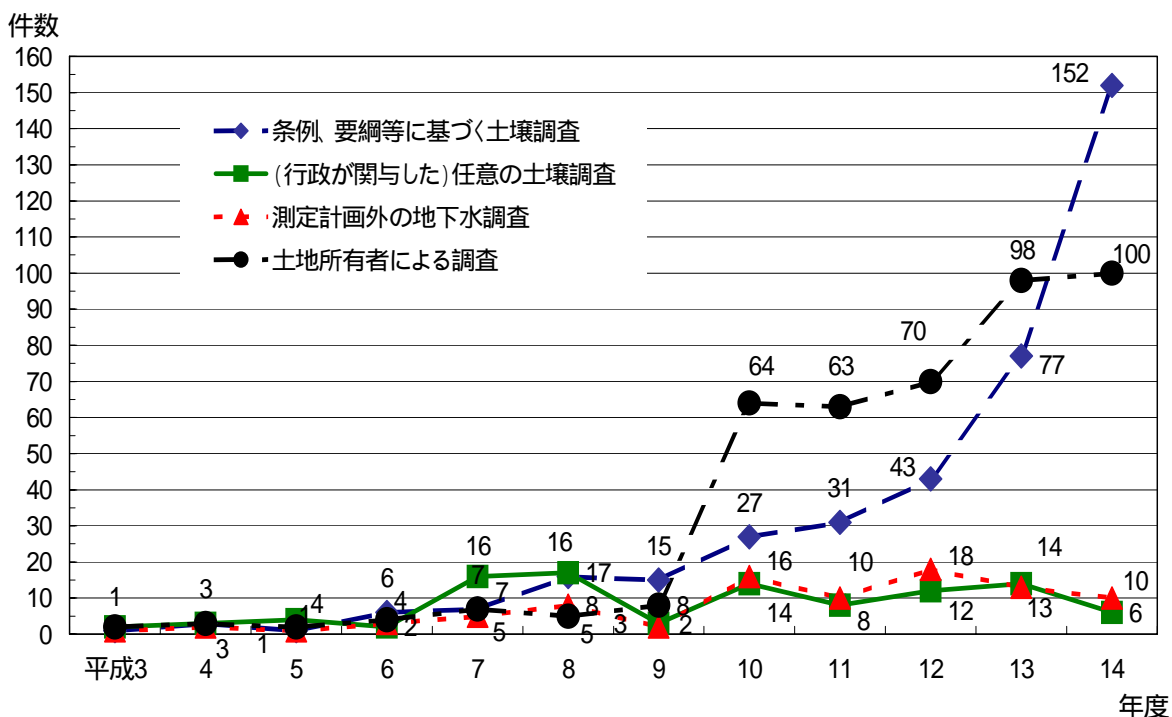


図3 年度別超過事例（累積）判明経緯

また、平成元年度以降の事例の判明経緯が、調査・対策指針で示している「地下水汚染契機型」、「現況把握型」及び「汚染発見型」の3類型のどれに該当するかについて年度別にみると、表8のとおりである。調査事例（累積）、超過事例（累積）ともに現況把握型により事例が急増していることがわかる。

表8中、参考までに国内での土壌・地下水汚染に係る取組みを記載した。

表8 年度別の調査・対策事例判明経緯（類型）

累積(平成元年以降)

(件数)

年度	調査事例(累積)			超過事例(累積)			(参考) 土壌・地下水汚染対策の経緯
	地下水汚染契機型	現況把握型	汚染発見型	地下水汚染契機型	現況把握型	汚染発見型	
平成元	7	10	5	-	-	-	・水質汚濁防止法改正により、地下水質の常時監視、地下浸透規制を規定
2	13	7	6	-	-	-	・「有害物質が蓄積した市街地等の土壌を処理する際の処理目標」を策定
3	11	9	18	1	4	3	・土壌環境基準を設定(重金属等10項目)
4	7	10	17	0	7	5	・「国有地に係る土壌汚染対策指針」を策定 ・水質環境基準を改正(鉛・砒素の基準強化及びトリクロロエチレン等15項目追加)
5	7	19	18	1	8	4	・土壌環境基準を改正(鉛・砒素の基準強化及びトリクロロエチレン等15項目追加)
6	8	18	18	5	15	5	・「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針」及び「有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策暫定指針」を策定
7	10 (+1)	25	10	9 (+1)	21	7	
8	14	35	9	12	30	8	・水質汚濁防止法改正により、汚染された地下水の浄化措置命令を規定 ・地下水環境基準を設定(23項目)
9	4	53 (+1)	6	3	40 (+1)	6	・廃棄物処理法改正により、最終処分場の管理を強化
10	26 (+1)	134 (+1)	49 (+1)	13	82 (+1)	31	・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」及び同運用基準を策定 ・地下水環境基準を改正(ほう素等3項目追加)
11	24	144	44	21	88	23	
12	23	144	39 (+2)	9	105	34 (+3)	・土壌環境基準にふっ素及びほう素追加
13	11	235 (+15)	42	7	180 (+12)	35 (-1)	
14	8	315	37	6	225	29	・土壌汚染対策法施行
合計	173 (+2)	1158 (+17)	318 (+3)	87 (+1)	805 (+14)	190 (+2)	-

(注) ()は平成14年度に新たに報告、又は修正報告されたものにより調整された件数(内数)である。

さらに、表7に関し、条例、要綱、指導指針等(以下「条例等」という。)を制定している地方公共団体の数を地域ブロック別にみると、表9のとおりである(都道府県等が制定した条例等の内容に係る集計については表26、地方公共団体の名称は別添に示す。)。土壌調査の結果や調査結果の報告を条例等で定めている都道府県等は関東ブロックに多く、(5)表5に示した地域ブロック別の事例数で関東ブロックにおける事例数が多いことの一因となっていると考えられる。

表9 地域ブロック別条例等制定地方公共団体数

地域ブロック名 (構成都道府県数)	地方公共団体数			合計
	都道府県等	うち、土壌調査の 実施や調査結果 の報告を条例等で 定めているもの	土対法政令市以 外の市区町村	
北海道・東北(7)	8	3	20	28
関東(7)	18	9	15	33
北陸・中部(9)	10	5	16	26
近畿(7)	11	3	7	18
中国・四国(9)	5	3	3	8
九州・沖縄(8)	4	1	9	13
合計	56	24	70	126

(注) 北海道・東北ブロック …… 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 関東ブロック …… 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 北陸・中部ブロック …… 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知
 近畿ブロック …… 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 中国・四国ブロック …… 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 九州・沖縄ブロック …… 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(7) 事例に伴って、又は同時にみられた他の影響

調査事例(累積)2,070件、超過事例(累積)1,082件のうち、これらの事例に伴って、又は同時に見られた他の影響(因果関係が確認されたものとは限らない。)について回答があったのは、それぞれ1,450件、868件である。表10のとおり、いずれも地下水・伏流水汚染が多く見られている。また、一つの事例で複数の影響を伴うものがある。

表10 事例に伴って、又は同時に見られた他の影響

(複数回答有)

他への影響	件数									
	調査事例 (累積)			超過事例 (累積)			重金属等	VOC	複合汚染	前年度 結果
		%	前年度 結果		%					
地下水・伏流水汚染	524	36.1	468	311	35.8	62	206	43	263	
公共用水域汚染	32	2.2	30	14	1.6	6	8	0	12	
大気汚染	3	0.2	3	2	0.2	1	1	0	2	
悪臭	13	0.9	12	10	1.2	5	4	1	9	
動植物への影響	3	0.2	2	0	0.0	0	0	0	0	
その他の影響	23	1.6	24	9	1.0	5	4	0	9	
なし	852	58.8	693	522	60.1	371	98	53	428	
延べ回答数	1,450	100.0	1,232	868	100.0	450	321	97	723	
無回答	496	-	200	108	-	87	12	9	92	
合計	2,070	-	1,410	1,082	-	615	344	123	805	

(8) 土壌汚染調査・対策場所の土地所有、土地利用状況

超過事例（累積）1,082件について、判明当時と現在の土地所有状況についてみると、表11のとおりである。調査・対策場所としては私有地が最も多く、なかには判明当時から所有者が変わったものもある。

表11 事例判明当時と現在の土地所有状況（超過事例（累積））

(複数回答有)

当時 \ 現在	私有地	都道府県・市町村有地	国有地	その他	不明	延べ回答数
私有地	868	32	4	13	12	929
都道府県・市町村有地	16	102	3	0	0	121
国有地	2	4	18	0	0	24
その他	2	3	0	21	0	26
不明	0	0	0	0	3	3
延べ回答数	888	141	25	34	15	1,103

超過事例(累積)

超過事例（累積）1,082件について、判明当時と現在の土地利用状況についてみると、表12のとおりである。判明当時の土地利用状況としては工場・事業所敷地や工場・事業所跡地が多く、判明当時は単一の土地利用がなされていたものが現状では他の用途に転用されている事例がみられる。

表12 事例判明当時と現在の土地利用状況（超過事例（累積））

(複数回答有)

当時 \ 現在	工場・事業場敷地	工場・事業場跡地	住宅地	廃棄物処分場跡地	公園・運動場	道路	河川敷	農用地	山林	その他	不明	延べ回答数
工場・事業場敷地(注)	534	102	62	2	3	7	1	2	1	8	14	736
工場・事業場跡地	53	149	53	2	7	11	1	0	0	24	10	310
住宅地	8	4	31	0	1	3	0	1	0	3	0	51
廃棄物処分場跡地	2	1	0	6	0	0	0	1	0	0	0	10
公園・運動場	1	1	1	0	11	2	0	0	0	2	0	18
道路	5	1	1	0	2	10	0	0	0	1	0	20
河川敷	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
農用地	2	0	2	1	0	1	0	5	0	1	0	12
山林	1	0	0	0	0	0	0	0	4	2	1	8
その他	4	2	1	0	1	4	0	1	1	40	1	55
不明	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4
延べ回答数	611	261	152	11	25	38	4	10	6	81	28	1,227

(注)「工場・事業所敷地」にはサービス業も含む。

超過事例(累積)

さらに、超過事例（累積）1,082件について、現在の都市計画上の用途地域区分についてみると、表13のとおりである。用途地域区分としては工業地域や準工業地域、工業専用地域が多い。

表13 現在の用途地域区分（超過事例（累積））

（複数回答有）

用途地域区分	件数
第1種・第2種低層住居専用地域	19
第1種・第2種中高層住居専用地域	24
第1種・第2種住居地域、準住居地域	103
近隣商業地域	39
商業地域	61
準工業地域	252
工業地域	258
工業専用地域	137
市街化調整区域	41
都市計画区域外	41
不明	30
延べ回答数	1,005

(9) 原因者究明の実施状況

超過事例（累積）1,082件について、原因者の究明の実施状況は表14のとおりである。原因究明を行った791件のうち事業者と特定（推定）できたものが589件（54.4%）、原因究明を行わなかった213件のうちその理由が原因者の自主報告等自明であるものが176件（16.3%）を占める。

なお、「事業者以外と特定（推定）」とは、例えば過去の盛土が原因であるなど、「その他」については、原因究明を行わずに既に土地所有者により対策が完了していたなどがある。

表14 原因者究明の実施状況

		超過事例 （累積）	重金属等	VOC	複合汚染
汚染原因者究明を行った		791	443	260	88
結果	事業者と特定(推定)	589	284	238	67
	事業者以外と特定(推定)	24	22	1	1
	自然由来と判断	25	25	0	0
	特定(推定)できなかった	144	108	17	19
	調査中	9	4	4	1
汚染原因者究明を行わなかった		213	116	75	22
理由 (複数回答有)	究明手法不明	0	0	0	0
	小規模	7	6	0	1
	緊急性が低い	8	7	0	1
	予算がない	0	0	0	0
	自明(汚染原因者の自主報告等)	176	83	74	19
	汚染原因が不法投棄	5	3	1	1
	土地所有者等の了解得られず	1	1	0	0
	その他	24	23	0	1
無回答		78	56	9	13
合計		1,082	615	344	123

(10) 原因者の状況

調査事例（累積）2,070件及び超過事例（累積）1,082件について、都道府県等により汚染原因者と推定された業種を検出された物質毎にみると、表15及び表16のとおりである。超過事例（累積）については、金属製品製造業、電気機械器具製造業、化学工業が多い。

また、超過事例（累積）1,082件について、判明当時の原因者（推定を含む）の所在についてみると、表17のとおり判明当時は現地で操業中であった事例が484件と最も多い。

表17 事例判明当時の原因者の所在（超過事例（累積））

所 在	件 数
現地で操業中	484
他の場所で操業中	194
廃業	131
所在は不明	51
無回答	222
合計	1,082

(注)事業者死亡は「廃業」に含めた。

(11) 原因行為

超過事例（累積）1,082件のうち、原因行為が都道府県等により推定された事例として回答があったものについて内訳をみると、表18のとおり汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩が原因と考えられるものが多い。

表18 原因行為

(複数回答有)

	超過事例 (累積)	原因行為		
		重金属等	VOC	複合汚染
施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	95	39	47	9
汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩	373	134	197	42
汚染原因物質を含む排水の地下浸透	57	27	28	2
廃棄物の埋立処分	50	37	8	5
廃棄物の不法投棄	26	13	9	4
残土の埋立処分	14	14	0	0
その他	67	51	6	10
不明	329	205	76	48
延べ回答数	1,011	520	371	120
無回答	176	133	24	19
合計	1,082	615	344	123

表16 業種別・汚染物質別の汚染事件事数(超過事例)

業種区分 (日本標準産業分類による中分類及び小分類の分類項目名 及び分類番号)(注1)	超過事例(累積)数/％	重金屬等 738件 (超過事例 615件 + 複合汚染事例 123件)															揮発性有機化合物 467件 (超過事例 344件 + 複合汚染事例 123件)										合計(欄外数)
		鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	チウラム	シマジン	チオニカルブ	セレン	ふっ素	ほこ炭	シクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエチン	1,1,2-トリクロロエチン	1,1,1-トリクロロエチン	1,1,2-ジクロロエチン	1,3,5-トリクロロベンゼン	ベンゼン						
金属鉱業	(05)	1		1																	1						
石炭・亜炭鉱業	(06)	1		1																	1						
非金属鉱業	(08)	1		1																	1						
総合工業業	(09)	5		5	0.5																9						
鑛掘工業業(設備工業業を除く)	(10)	2		2	0.2																3						
設備工業業	(11)	2		2	0.2																3						
食料品製造業	(12)	2		2	0.2																3						
飲料・たばこ・飼料製造業	(13)	1		1	0.1																1						
繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	(14)	8	7	2	17	1.6	1	1		6	2	10	4	1			1			7	41						
衣服・その他の繊維製品製造業	(15)	1	2		3	0.3				1	1	1					1			2	9						
木材・木製品製造業(家具を除く)	(16)	4			4	0.4				1	1	4					1			2	5						
家具・装飾品製造業	(17)	3			3	0.3				1	1	2									6						
パルプ・紙・紙加工品製造業	(18)	3	1		4	0.4		1		1	1	2	1						1		7						
出版・印刷・同関連産業	(19)	4	1	1	6	0.6		2		1	3	2	2							1	15						
化学工業	(20)	58	12	9	79	7.3	5	7	1	27	12	34	22								179						
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	(22)	3	3	1	7	0.6				3	1										16						
ゴム製品製造業	(23)	1	3	2	6	0.6															2						
なめし革・同製業・毛皮製造業	(24)	1			2	0.2															2						
皮革・土石製品製造業	(25)	19	4	3	26	2.4	1	2		12	2	15								5	60						
窯業・土石製品製造業	(26)	27	4	3	34	3.1	1	1		15	11	17	1								70						
非金属製品製造業	(27)	23	18	4	45	4.2	6	1		22	3	10	2								87						
陶器・磁器・セラミック製品製造業(表面処理塗材を除く)	(28)	2	7	2	9	0.9				2	2	4	1								16						
窯業・土石製品製造業	(29)	21	14	4	39	3.6	1	1		12	7	13	2								70						
非鉄金属製造業	(30)	23	18	4	45	4.2	6	1		22	3	10	2								87						
鉄鋼業	(31)	76	20	8	104	9.6	6	21		24	54	12	8								185						
金属製品製造業	(32)	12	3	7	16	1.5	7	7		4	2	2	7								28						
機械器具製造業	(33)	17	2	4	23	2.1	5	7		13	4	4	3								102						
一般機械器具製造業	(34)	17	2	4	23	2.1	5	7		13	4	4	3								102						
電機機器製造業	(35)	42	73	8	123	11.4	7	9		23	9	15	9								253						
電気機器製造業	(36)	2	6	7	15	1.4	1	1		2	1	2	1								11						
輸送用機械器具製造業	(37)	25	30	9	64	5.9	3	12		12	14	14	4								136						
精密機械器具製造業	(38)	17	27	6	50	4.6	7	9		7	9	7	2								102						
その他の製造業	(39)	6	18	2	26	2.4	1	1		6	2	1	2								44						
窯業	(40)	2	5		7	0.6				1	1	1	1								11						
ガラス業	(41)	16	2	17	35	3.2	2	27		23	22	8									107						
水道業	(42)	1			1	0.1															1						
鉄道業	(43)	3	1	1	5	0.5				2	2	1									7						
道路旅客運送業	(44)	2			2	0.2															2						
道路貨物運送業	(45)	1			1	0.1															1						
倉庫業	(46)	2			2	0.2															2						
建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	(47)	3	2		5	0.5				1	1										6						
その他の小売業	(48)	2	9	1	12	1.1				2	1										13						
洗濯・理容・浴場業(注2)	(49)	69	2	71	6.3																123						
洗髪・理容・浴場業	(50)	69	2	71	6.3																123						
駐車場業	(51)	1			1	0.1															1						
その他の生活関連サービス業	(52)	2			2	0.2				1	1										3						
娯楽業(映画・ビデオ制作業を除く)	(53)	8			8	0.7				6	1										8						
自動車整備業	(54)	3			3	0.3				1	3										5						
機械・家具等修理業(別掲を除く)	(55)	1			1	0.1															1						
映画・ビデオ制作業	(56)	1			1	0.1															1						
その他の事業サービス業	(57)	11	5	2	18	1.7	3	1		2	3	4	1								24						
廃棄物処理業	(58)	9			9	0.8															9						
保健衛生	(59)	2			2	0.2															2						
教育	(60)	4			4	0.4				3	2	3									6						
学術研究機関	(61)	7			7	0.7	1	1		2	1	2	5								14						
国家公務	(62)	1			1	0.1															1						
地方公務	(63)	2			2	0.2															2						
その他(注3)	(64)	194	27	31	252	23.3	8	18	1	98	44	137	42	1	6	0	0	1	12	40	526						
合計		615	344	123	1,082	100.0	48	112	2	331	182	336	137	1	21	0	0	1	43	87	2,209						

(注1) 中分類で超過事例数が30以上になる業種については、中分類の内訳として主要な小分類での事例数を特記した。
(注2) 業種区分は日本標準産業分類に従ったため「洗濯・理容・浴場業」として掲げているが、事例は全て「洗濯業」である。
(注3) 「その他」とは、自然由来と判断された又は汚染原因が特定できなかった等により業の特定ができない、若しくは過去の事例で業の区分が不明のもの。

(12) 汚染の規模

重金属等超過事例VOC超過事例及び複合汚染事例それぞれについて、汚染深度、汚染面積及び汚染土量をみると、図4、図5及び図6のとおりである。

汚染深度(最大濃度地点)についてみると、図4に示すとおり、重金属等超過事例で回答のあった397件のうち363件(91.4%)、VOC超過事例で回答のあった244件のうち180件(73.8%)、複合汚染事例で回答のあった65件のうち52件(80.0%)が深度5m以浅である。

また、汚染面積についてみると、図5に示すとおり、重金属等超過事例で回答のあった387件のうち206件(53.2%)、VOC超過事例で回答のあった184件のうち136件(73.9%)、複合汚染事例で回答のあった71件のうち24件(33.8%)が1,000m²以下である。

(13) 土壌汚染対策の進捗状況

超過事例(累積)1,082件のうち、重金属等超過事例、VOC超過事例及び複合汚染事例について、対策の進捗状況は表19に示すとおりであり、対策を完了しているものが544件(超過事例(累積)1,082事例のうち50.3%)、対策に係る取組みを実施しているものが947件(超過事例(累積)1082事例のうち87.5%)である。

また、重金属等超過事例では恒久対策を完了している事例が多い(615事例のうち378事例(61.5%))のに対し、VOC超過事例では恒久対策を実施中又は恒久対策を検討中の事例が多い(344事例のうち141事例(41.0%))。

なお、「対策不能」については、費用負担能力がない場合であり、また、「その他」については、調査継続中、応急対策実施などがある。

表19 土壌汚染対策の進捗状況

	超過事例 (累積)		重金属等		VOC		複合汚染	
		前年度 結果		前年度 結果		前年度 結果		前年度 結果
恒久対策を完了(注1)	544	374	378	255	114	85	52	34
恒久対策実施中	273	209	95	67	141	120	37	22
恒久対策を検討中	130	113	65	54	50	47	15	12
小計(対策に係る取組み実施)	947	696	538	376	305	252	104	68
自然由来(注2)	4	1	4	1	0	0	0	0
対策不能	4	14	1	2	3	12	0	0
その他	74	51	42	30	23	13	9	8
無回答	53	43	30	26	13	9	10	8
合計	1,082	805	615	435	344	286	123	84

(注1) 自然由来の事例のうち恒久対策を完了した事例も含まれる。

(注2) 自然由来の事例のうち対策を実施していない事例。

(14) 土壌汚染対策の実施状況

超過事例(累積)1,082件のうち、重金属等超過事例、VOC超過事例及び複合汚染事例について、応急対策及び恒久対策の概要をみると、表20、表21のとおりである。応急対策については、重金属等超過事例ではシート等による被覆が多くみられ、VOC超過事例では飲用指導、水源転換及び地下水質のモニタリングが多くみられる。恒久対策については、調査・対策指針で示されている重金属等に対する掘削除去や固形化・不溶化、VOCに対する土壌ガス吸引法や地下水揚水法等が行われている。

また、恒久対策の実施場所についてみると、表22のとおりであり、VOC超過事例では敷地内で対策を実施したことが多い。一方、重金属等超過事例では、同一場所から掘削除去した汚染土壌を、汚染の程度に応じて複数の場所に搬出する等により対策を行っている事例がみられる。

さらに、対策実施場所の上部利用については表23のとおりであり、重金属等超過事例に比べて、VOC超過事例の方が対策実施後の場所が利用されている傾向が見られる。

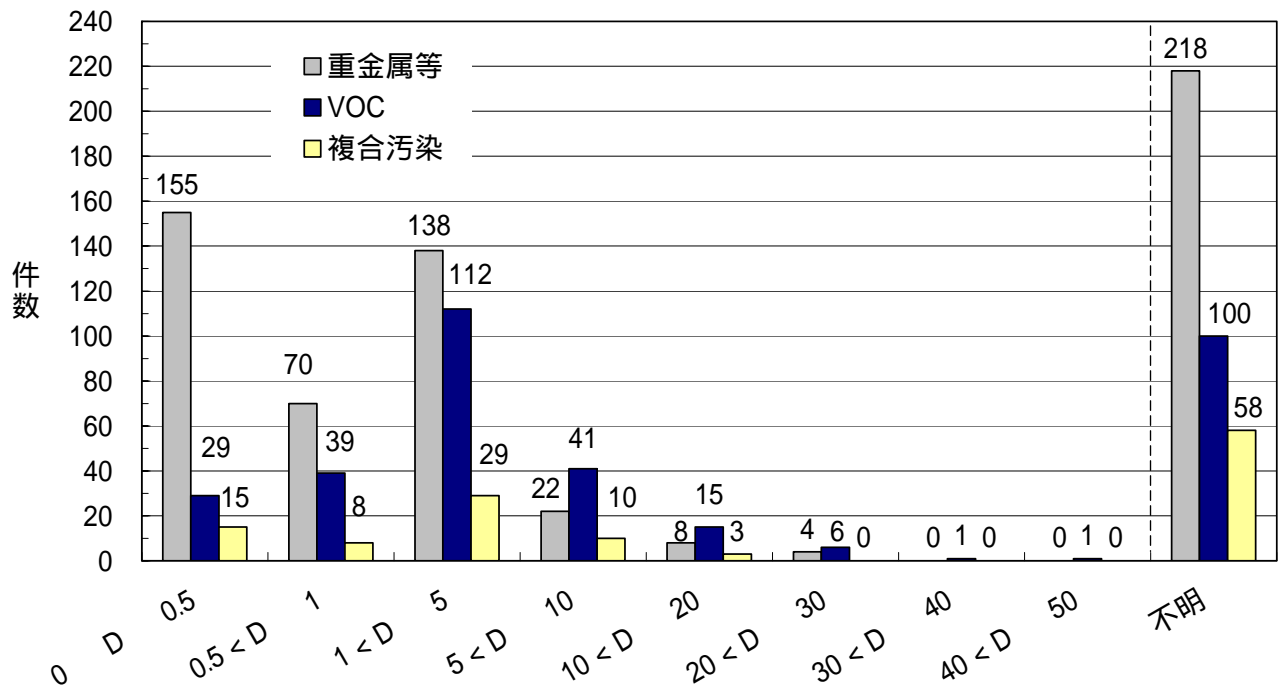


图4 污染深度(m:最大濃度地点)

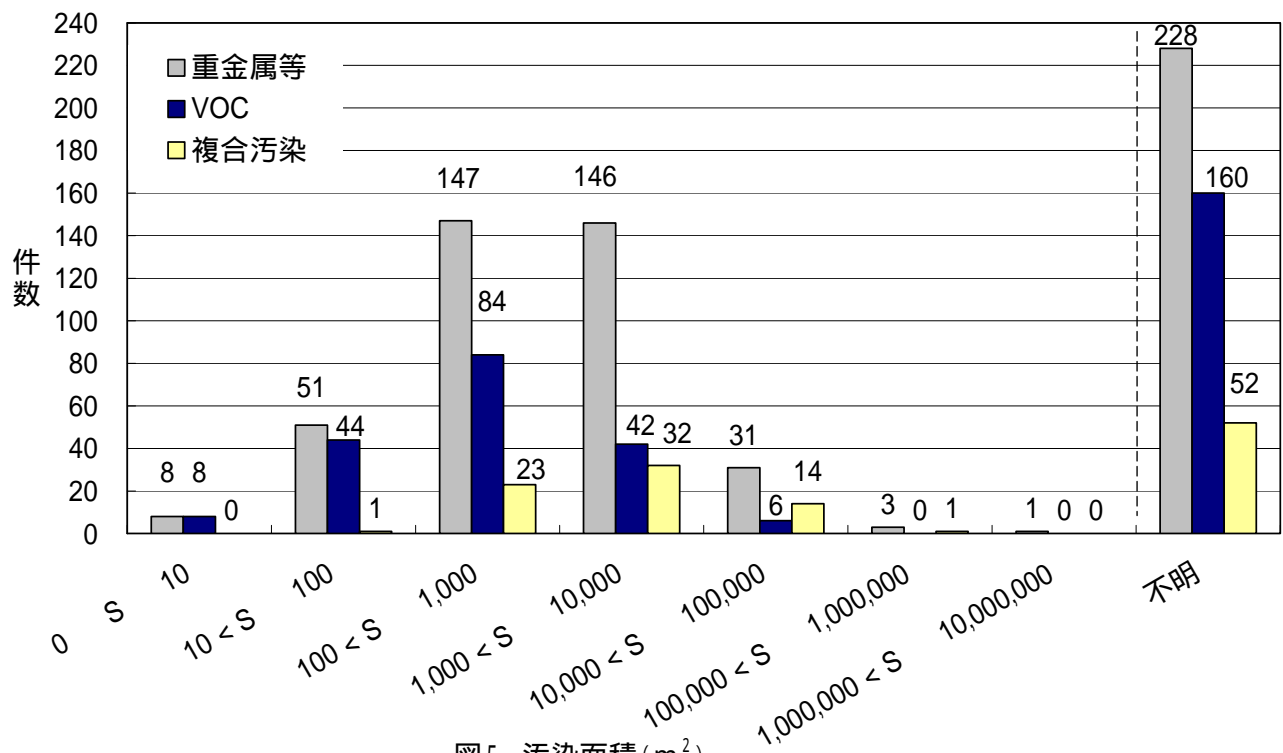


图5 污染面積(m²)

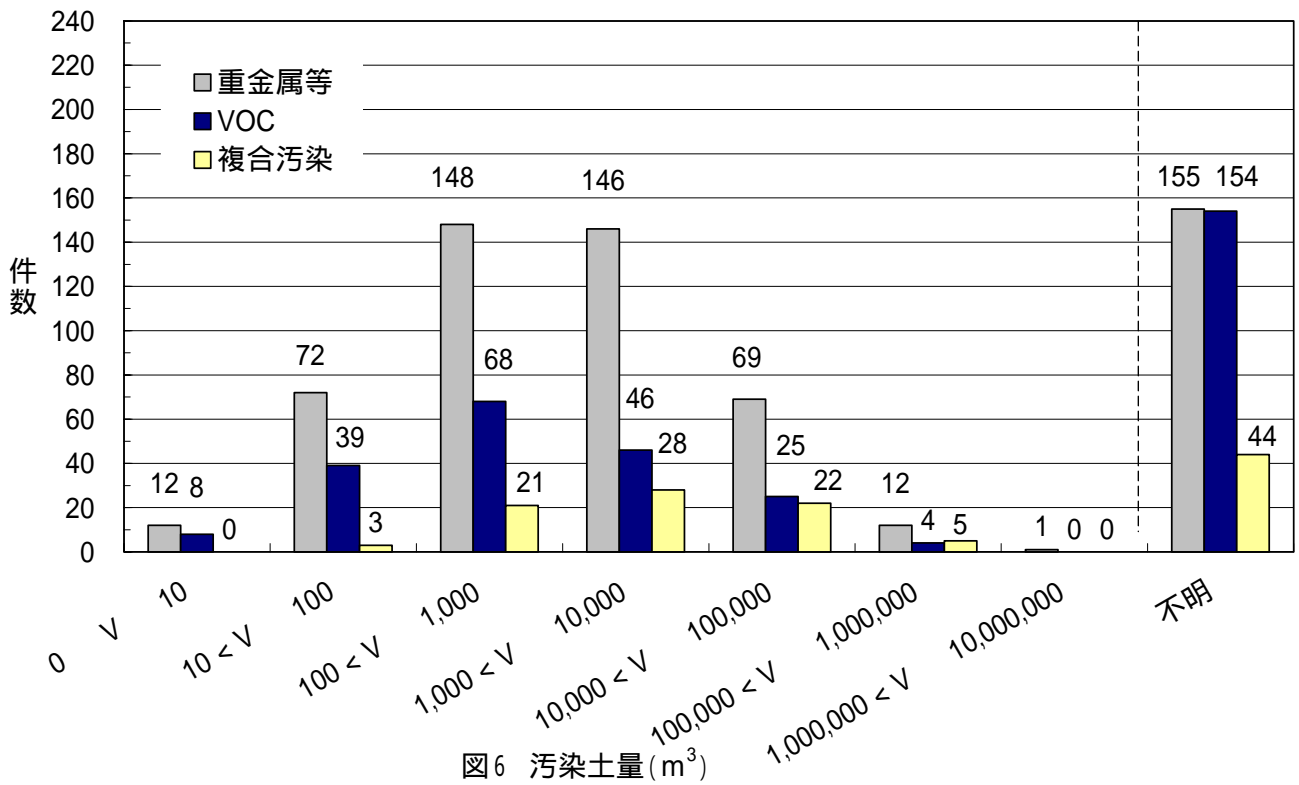


図6 汚染土量 (m³)

表20 応急対策の実施状況

(複数回答有)

	重金属等 超過事例		VOC 超過事例		複合汚染 超過事例	
		前年度 結果		前年度 結果		前年度 結果
人による摂取防止対策	44	31	92	83	14	11
立入禁止柵・立て札の設置	30	21	12	10	9	6
飲用指導、水源転換	14	10	81	74	5	5
汚染拡散防止対策	79	57	46	35	28	19
集水渠、沈砂池等の設置	7	7	1	0	1	0
舗装工	31	17	4	2	11	7
植栽工	5	4	0	0	1	1
シート等による被覆	40	34	7	4	11	7
防風ネットの設置	3	3	0	0	1	1
バリア井戸の設置	11	6	35	29	10	9
地下水質のモニタリング	70	48	152	139	33	25
その他	21	17	10	7	7	2
合計回答事例数	145	102	182	157	56	36

(注) 各小計は該当分類での事例数を示す。

表21 恒久対策の実施状況

(複数回答有)

	重金属等 超過事例		VOC 超過事例		複合汚染 超過事例	
		前年度 結果		前年度 結果		前年度 結果
原位置分解	7	6	22	12	14	7
高分子分解	2	1	12	7	6	2
化学的分解	3	3	11	5	8	5
その他	2	2	1	1	1	0
原位置抽出	25	14	196	168	47	33
土壌ガス吸引	1	1	129	116	24	17
地下水揚水	24	13	151	126	39	29
その他	1	1	2	1	2	2
掘削除去	356	221	115	82	74	43
処理	30	19	48	41	24	19
分離	24	14	22	18	16	13
熱脱着・揮発法	4	3	12	10	13	9
土壌洗浄法	17	8	5	3	2	1
その他	3	3	5	5	2	3
分解	8	6	27	23	9	6
高分子分解	1	1	4	3	2	1
化学的分解	3	2	8	8	2	2
熱分解	3	2	12	9	5	3
その他	3	2	3	3	0	0
封じ込め	53	45	7	5	17	11
遮断工	27	26	2	2	6	4
遮水工	31	24	5	3	14	9
不透水シート	12	9	1	1	3	2
鋼矢板	13	8	3	2	9	6
連続地中壁	9	8	2	1	3	2
粘土層	6	5	0	0	2	1
固型化・不溶化	132	109	4	3	19	17
固型化	42	39	2	2	4	4
化学的不溶化	88	69	2	1	14	13
その他の不溶化处理	10	8	0	0	3	2
飛散防止	73	55	4	4	10	5
覆土工	40	34	2	2	6	4
植栽工	4	4	0	0	1	1
舗装工	46	30	3	3	7	3
その他	268	198	38	28	41	29
最終処分場に埋立処分	221	171	19	15	35	27
その他	67	36	20	13	8	3
合計回答事例数	527	362	298	247	98	65

(注) 各小計は該当分類での事例数を示す。

表22 対策の実施場所

(複数回答有)

	超過事例 (累積)	超過事例		
		重金属等	VOC	複合汚染
敷地内	501	198	239	64
敷地外で、同一市町村内	44	30	12	2
敷地外で、同一都道府県内	111	90	10	11
その他	294	218	37	39
合計回答事例数	844	468	285	91

表23 対策実施場所の上部利用状況

(複数回答有)

	超過事例 (累積)	超過事例		
		重金属等	VOC	複合汚染
工場・事業場施設	271	105	144	22
住宅	64	39	13	12
道路	18	13	3	2
公園、運動場	11	11	0	0
駐車場	30	23	6	1
特に利用はない	101	54	28	19
不明	149	113	27	9
その他	30	21	5	4
合計回答事例数	633	346	223	64

(15) 土壌汚染調査・対策に要した費用

調査・対策に要した費用を調査したところ、恒久対策を完了した調査事例（累積）838件のうち、調査・対策費用について報告があったのは151件(18.0%)であり、調査費、対策費、モニタリング費全ての総和で、10万円以下から10億円以上まで幅があった。

(16) 事例に係る情報の保持状況

調査事例（累積）2,070件及び超過事例（累積）1,082件について、事例に係る記録の保持状況をみると表24のとおりである。一つの事例について、汚染原因者や都道府県、市町村等の複数の者により記録が保持されている。

表24 事例に係る記録の保持状況

(複数回答有)

事例に係る記録の保持状況	調査事例		超過事例				
	(累積)	%	(累積)		重金属等	VOC	複合汚染
			(累積)	%			
汚染原因者	806	38.9	518	47.9	226	232	60
土地所有者	911	44.0	617	57.0	419	119	79
都道府県	570	27.5	319	29.5	141	148	30
市町村	1,141	55.1	676	62.5	376	219	81
その他	100	4.8	58	5.4	40	12	6
不明	20	1.0	6	0.6	4	1	1
無回答	322	15.6	28	2.6	19	3	6
合計	2,070	-	1,082	-	615	344	123

2. 都道府県等における対応状況

47都道府県及び土壤汚染対策法に定める98の政令市、合計145都道府県等を対象に、土壤汚染及び土壤に係る環境問題の対応状況について調査した。

(1) 既存施策の普及・啓発状況

土壤汚染問題に関する都道府県等の啓発活動について尋ねたところ、表25のとおりであった。なお、「その他の活動」については、例えば都道府県等の作成する環境白書への土壤汚染の現状についての掲載、土壤汚染対策法に定める特定事業場へのアンケート調査の実施、県・市のホームページに掲載などがある。

表25 土壤汚染問題に関する啓発活動

	(複数回答有)	
	都道府県等の数	
	14年度	前年度
啓発活動を行っている	125	63
法に関するパンフレット等の作成、配布	59	-
土壤環境基準に関するパンフレット等の作成、配布	19	11
土壤汚染に関する研修会等の実施	61	4
(法、条例、要綱、指導指針等に基づかない)土地改変等の際の事業者への周知、指導	19	15
その他の活動	43	39
行っていない	20	80
合計回答数	145	143

(2) 条例等の制定状況

土壤汚染対策に関連する条例等を制定している56都道府県等について、その内容を分類すると表26のとおりである。

表26 都道府県等における条例、要綱、指導指針等の制定状況

	(複数回答有)	
	都道府県等の数	
	14年度	前年度
公有地取得 / 売却の際に、土壤汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの	2	3
公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発等の際に土壤調査を事業者を実施させるもの	19	17
上記調査の結果、土壤汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、又は対策のための費用を汚染原因者に負担させるもの	15	12
事業者が行う自発的な土壤汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの	14	12
土壤汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの	6	5
土壤汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示したもの	11	11
土壤の汚染の有無の判断基準として、土壤環境基準以外の独自の基準を設けているもの	5	3
土壤汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	34	27
外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壤汚染の未然防止を図るもの	11	10
その他	13	7
合計回答数	56	48

注)前年度までに把握された条例等について報告内容の変更がなされたものがある。

なお、都道府県が把握している、その区域内の土壤汚染対策法政令市以外の市区町村を含めた地域ブロック別の条例等制定地方公共団体数は表9に、地方公共団体の名称を別添に示す。

(3) 補助融資制度の保有状況

都道府県等において、土壤汚染が判明した場合、事業者又は土地管理者に対し、調査や汚染回復対策、モニタリング費用の一部に対する補助、融資等の資金援助を行うことができる制度の保有状況は、表27のとおりである。現在39都道府県等で補助や融資制度を有している（都道府県等の名称は別添に示す）。

表27 補助融資制度を有している都道府県等数

	都道府県等の数	
	14年度	前年度
補助融資制度を有している	39	37
補助融資制度はない	106	106
合計回答数	145	143

(4) 土壤汚染調査・対策に係る予算

土壤汚染の調査・対策に係る事業を平成15年度当初予算において予算化しているかどうかを都道府県等に対して尋ねたところ、表28のとおり、112都道府県等で何らかの調査等を予算化している。

表28 土壤汚染調査・対策に係る事業の予算化状況

(複数回答有)

	都道府県等の数	
	14年度	前年度
予算化している	112	110
地歴情報の収集整理	19	-
土壤環境基準(指定基準を含む)の適合状況に関する調査(農用地 土壤汚染防止法に基づくものを除く)	30	13
未規制物質に関する土壤調査	0	2
土壤環境に関する事件、苦情等に対応するための調査(~ を除く)	22	11
原因者が不明の場合の土壤汚染の対策	3	2
土壤汚染の対策後の監視調査	17	5
その他	15	4
特に予算化していない	33	33
合計回答数	145	143

(5) 事業者の協力の状況

土壤汚染の対策指導にあたっては事業者の協力が必要であることから、都道府県等に対し、事業者の協力が得られなかった経験があるかどうかを尋ねたところ、表29のとおり、多くの都道府県等では協力が得られているが、協力が得られなかった経験を持つ都道府県等がある。

表29 事業者の協力の状況

(複数回答有)

	都道府県等の数	
	14年度	前年度
指導にあたっては、すべて協力が得られている	82	86
自治体を実施しようとする私有地内の土壤の調査に協力が得られなかった	6	7
土地の履歴等、土壤に関する情報の提供を求めたが協力が得られなかった	1	0
土壤の汚染に係る調査の実施を指導したが協力が得られなかった	15	12
土壤の汚染に係る対策の実施を指導したが協力が得られなかった	7	8
土壤の汚染に係る情報の保管、承継を求めたが協力が得られなかった	0	0
その他の場面	2	3
指導を行った例がない	38	33
合計回答数	145	142

(6) 土地に関する情報の管理状況

調査・対策指針において、土壤汚染対策の実施に係る記録の作成・保管を示していることから、土壤汚染調査・対策に係る情報及びその他の土地に係る履歴情報の管理状況について尋ねたところ、表30のとおりであり、土壤汚染調査・対策に係る情報を53都道府県等が関係文書(紙)を台帳で管理している。

表30 土壤汚染調査・対策に係る情報の管理状況

(複数回答有)

	都道府県等の数	
	14年度	前年度
関係文書(紙)を台帳で管理	53	43
電子媒体によるシステム化(データベース化、GIS化等)	10	6
定まったシステムはない	71	84
無回答	16	18
合計回答数	145	143

(7) 国への要望

土壌汚染対策に係る国への要望について尋ねたところ、表31のとおりであり、具体的には、事業者等への啓発事業として、事業者向けパンフレットの作成、自治体への財政的支援措置として、法第4条の調査命令を発出するために必要な調査費用等の助成など、表32のような要望があった。

表31 国への要望

	(複数回答有) 都道府県等の数	
	14年度	前年度
事業者等への啓発事業	86	95
自治体に対する財政的支援措置	76	91
自治体への土壌汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実	71	55
自治体への土壌汚染の対策事例に関する情報提供の充実	74	61
調査・対策技術の開発普及	55	49
その他	17	12
合計回答数	141	141

表32 具体的記述の主な内容

事業者等への啓発事業：

- ・ 事業者向けパンフレットの作成

自治体への財政的支援措置：

- ・ 法第4条の調査命令を発出するために必要な調査費用等の助成

自治体への土壌汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実

自治体への土壌汚染の対策事例に関する情報提供の充実

- ・ 新しい対策技術及びその評価に係る情報の提供
- ・ バイオレメディエーション等土壌汚染の直接浄化技術に関する安全性の検証
- ・ 対策費用に関する情報の提供
- ・ 自然的原因により指定基準を超過する土壌の分布等に関する情報の提供
- ・ 地域の特性に応じた個別の調査・対策事例に関する情報の整理及び共有化
- ・ ホームページ等による情報提供及び問い合わせ先の情報の整備

調査・対策技術の開発普及：

- ・ 中小企業者が実施できる安価かつ効率的な調査対策技術の開発普及

その他：

- ・ 油による土壌汚染の回復措置に係る法制度の確立
- ・ 中小企業者に対する融資等の資金援助

(別添)

地方公共団体における土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(下線のある地方公共団体は、今回の調査で新規に又は変更の報告があったもの)

1. 都道府県、土壌汚染対策法政令市が定めている条例、要綱、指導指針等

- 北海道 ・北海道公害防止条例()
- 岩手県 ・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例()
- 宮城県 ・宮城県公害防止条例()
- 秋田県 ・秋田県汚染土壌浄化施設の設置及び維持管理に関する指導要綱()
- 山形県 ・山形県生活環境の保全等に関する条例()
- 福島県 ・福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例()
・福島県汚染土壌処理指導要綱()
・福島県土壌汚染対策事務処理要領()
- 栃木県 ・栃木県公害防止条例()
- 群馬県 ・群馬県的生活環境を保全する条例()
- 埼玉県 ・埼玉県生活環境保全条例()
- 千葉県 ・千葉県環境保全条例()
- 東京都 ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例()
- 神奈川県 ・神奈川県生活環境の保全等に関する条例()
- 新潟県 ・新潟県生活環境の保全等に関する条例()
- 福井県 ・福井県公害防止条例()
- 福井市 ・福井市公害防止条例()
- 山梨県 ・工場等における地下水汚染防止対策指導指針()
- 静岡県 ・生活環境の保全等に関する条例()
- 愛知県 ・県民の生活環境の保全等に関する条例()
- 三重県 ・三重県生活環境の保全に関する条例()
- 京都府 ・京都府環境を守り育てる条例()
- 大阪府 ・大阪府生活環境の保全等に関する条例()
- 奈良県 ・生活環境保全条例()
- 和歌山県 ・和歌山県公害防止条例()
- 鳥取県 ・鳥取県公害防止条例()
- 岡山県 ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例()
- 広島県 ・広島県生活環境の保全等に関する条例()
- 香川県 ・みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例()
- 札幌市 ・札幌市生活環境確保に関する条例()
- いわき市 ・いわき市土壌汚染指定区域台帳等の閲覧に関する事務取扱要綱()
- 水戸市 ・水戸市公害防止条例()
- 前橋市 ・土壌及び地下水汚染対策要綱()
- 千葉市 ・千葉市環境基本条例()
・千葉市環境保全条例()
・千葉市土壌汚染対策指導要綱()
- 市川市 ・市川市環境保全条例()
- 船橋市 ・船橋市環境保全条例()
- 柏市 ・柏市環境保全条例()
- 市原市 ・市原市生活環境保全条例()
・市原市民の環境を守る基本条例()
- 横浜市 ・横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱()
・横浜市公共用地等取得に係る土壌汚染対策事務処理要綱()

- 川崎市 ・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（ ）
- 新潟市 ・ 新潟市生活環境の保全等に関する条例（ ）
- 金沢市 ・ 金沢市環境保全条例（ ）
- 岐阜市 ・ 岐阜市地下水保全条例（ ）
- 浜松市 ・ 浜松市土壌・地下水汚染の防止及び浄化に関する要綱（ ）
- 名古屋市 ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（ ）
- 高槻市 ・ 高槻市環境影響評価条例（ ）
- 高槻市 ・ 高槻市環境影響評価指導要綱（ ）
- 枚方市 ・ 枚方市公害防止条例（ ）
- 八尾市 ・ 八尾市公害防止条例（ ）
- 東大阪市 ・ 東大阪市生活環境保全等に関する条例（ ）
- 尼崎市 ・ 工場跡地に関する取扱要綱（ ）
- 尼崎市 ・ 尼崎市の環境を守る条例（ ）
- 北九州市 ・ 工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領（ ）
- 佐世保市 ・ 佐世保市環境保全条例（ ）
- 熊本市 ・ 土壌汚染対策法の施行に係る事務処理要領（ ）

（注）

- 公有地取得・売却の際に、土壌汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの
- 公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発等の際に土壌調査を事業者を実施させるもの
- 上記調査の結果、土壌汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、又は対策のための費用を汚染原因者に負担させるもの
- 事業者が行う自発的な土壌汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの
- 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの
- 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示したもの
- 土壌の汚染の有無の判断基準として、土壌環境基準以外の独自の基準を設けているもの
- 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの
- その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取決め等

2．土壌汚染対策法政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等

- 北海道帯広市、苫小牧市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、福島町、上磯町、恵山町、長万部町、余市町、遠軽町、豊浦町、音更町、幕別町、標津町
- ・ 公害防止条例
- 北海道下川町
- ・ 環境保全条例
- 北海道虻田町、厚岸町
- ・ 公害防止並びに環境保全に関する条例
- 秋田県大館市
- ・ 環境基本条例/環境保全条例
- 東京都港区
- ・ 環境影響調査実施要綱
- 東京都江東区
- ・ 建築確認申請にかかる協議等に関する取扱い基準
- 東京都大田区
- ・ 土壌汚染防止指導要綱
- 東京都板橋区
- ・ 大規模建築物等指導要綱 / 土壌汚染調査・処理基準
- 東京都足立区
- ・ 環境整備指導要綱
- 東京都葛飾区
- ・ 「公有地取得に際して重金属等による汚染対策」について
- 東京都武蔵野市
- ・ 公害防止に関する条例
- 神奈川県秦野市
- ・ 地下水汚染の防止及び浄化に関する条例
- 長野県岡谷市、須坂市、塩尻市、辰野町、小布施町、戸隠村
- ・ 公害防止条例
- 長野県伊那市
- ・ 環境条例
- 長野県駒ヶ根市、蓑輪町、松川町、安曇村

- ・ 環境保全条例
- 長野県中野市 ・ 環境保全及び公害防止に関する条例
- 長野県白田町 ・ 自然との共存を旨とする条例
- 長野県高遠町 ・ いきいき環境保全条例
- 長野県飯島町 ・ さわやか環境保全条例
- 長野県長谷村 ・ 自然環境保全条例
- 大阪府和泉市 ・ 生活環境の保全等に関する条例

3．都道府県、土壌汚染対策法政令市が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

- 茨城県 ・ 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- 栃木県 ・ 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 兵庫県 ・ 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
- ・ 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱
- 愛媛県 ・ 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 大分県 ・ 大分県生活環境の保全等に関する条例
- 宇都宮市 ・ 宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 埼玉県 ・ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
- 川越市 ・ 川越市土砂のたい積等の規制に関する条例
- 所沢市 ・ 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例
- さいたま市 ・ さいたま市土砂のたい積等への規制に関する条例
- 千葉県 ・ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 千葉市 ・ 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 船橋市 ・ 船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
- 柏市 ・ 柏市埋立事業規制条例及び同規則
- 市原市 ・ 市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

4．土壌汚染対策法政令市以外の市区町村が制定している土砂のたい積、埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

- 埼玉県岩槻市、桶川市、吉見町、大和町、栗橋町
 - ・ 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- 埼玉県加須市、吉川市
 - ・ 環境保全条例
- 大阪府富田林市、河内長野市
 - ・ 土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例
- 兵庫県五色町、西淡町
 - ・ 土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例
- 兵庫県一宮町、津名町
 - ・ 残土埋立事業の適正化に関する条例
- 岡山県美星町 ・ 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- 徳島県阿南市 ・ 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 愛媛県伊予市、吉海町
 - ・ 土砂等による土地の埋立て及びたい積行為の規制に関する条例等
- 熊本県南関町 ・ 土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例
- 大分県国東町、武蔵町、杵築市、安岐町、日出町、国見町、豊後高田市
 - ・ 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
- 鹿児島県志布志町 ・ 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

5．都道府県、土壌汚染対策法政令市が定めている補助・融資制度

北海道	・ 中小企業総合振興基金
岩手県	・ 岩手県環境創造資金
宮城県	・ 中小企業融資制度（環境安全管理対策資金）
栃木県	・ 環境保全資金
群馬県	・ 環境保全創造資金融資
埼玉県	・ 彩の国環境創造資金貸付制度
東京都	・ 技術・事業革新等支援資金融資
神奈川県	・ 中小企業制度融資 フロンティア資金
新潟県	・ 環境保全資金貸付制度
富山県	・ 中小企業環境施設等整備資金
静岡県	・ 環境保全資金利子補給制度
三重県	・ 中小企業融資制度（環境保全資金）
大阪府	・ 中小企託融資制度
広島県	・ 県費預託融資制度（環境保全資金融資）
徳島県	・ 環境保全施設整備等資金貸付制度
愛媛県	・ 環境保全資金貸付利子補給金交付制度
福岡県	・ 環境保全施設等整備資金融資制度
仙台市	・ 仙台市中小企業融資制度の環境保全促進資金
高崎市	・ 中小企業地球環境改善資金融資制度
所沢市	・ 環境創造資金
越谷市	・ 中小企業環境整備資金
千葉市	・ 公害防止施設改善資金融資 / 中小企業資金融資
船橋市	・ 船橋市公害防止設備資金融資制度
柏市	・ 中小企業資金融資制度
横浜市	・ 中小企業金融制度
平塚市	・ 中小企業向け融資制度
藤沢市	・ 公害防止資金融資制度
金沢市	・ 産業振興資金
静岡市	・ 環境保全資金借入金利子補給金
浜松市	・ 環境保全資金利子補給要領
沼津市	・ 環境保全資金利子補給制度
富士市	・ 環境保全資金利子補給制度
名古屋市	・ 環境保全設備資金あっせん融資
堺市	・ 環境共生資金融資、環境共生補助金交付要綱
高槻市	・ 中小企業公害防止及び下水道の除害施設等に係る資金特別融資要綱
寝屋川市	・ 公害防止資金融資あっせん要綱
岡山県	・ 岡山県中小企業振興資金融資制度要綱（設備改善資金（環境対策資金））
福山市	・ 環境保全融資資金
福岡市	・ 商工金融資金制度（公害防止資金）
宮崎市	・ 環境改善資金利子補給要綱